泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

泊発電所3号炉審査資料		
資料番号	資料3-6	
提出年月日	令和5年6月23日	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.6.0)	取りまとめた資料-3	燃料タンク (SA) の設置に伴い記載を追加しました。 (旧) ・軽油の保管方法 : 全てディーゼル発電機燃料油貯油槽(新)・軽油の保管方法 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA)	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.6.0)	p45-7	燃料タンク (SA) の設置に伴い記載を追加しました。 (旧) (新) (<u>及び</u>) 燃料タンク (SA)	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(重大事故等対処設備) 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備【45条】(SA45 r.6.0)	p45-6 p45-10 p45-14 p45-25	設置場所の記載を適正化しました。 (旧) <u>原子炉建屋</u> (新) <u>周辺補機棟</u>	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.6.0)	p45-12 p45-19 p45-20 p45-26 p45-44	同上	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.2 原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45 r.6.0)	p45-13 p45-14 p45-17 p45-18	主要仕様表のうち、兼用する設備の名称を適正化しました。 (旧) 重大事故等 <u>の収束</u> に必要となる水の供給設備 (新) 重大事故等 <u>時</u> に必要となる <u>水源及び</u> 水の供給設備	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.6.0)	p45-25 p45-26 p45-27 p45-31	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45 r.6.0)	p45-19 p45-22	系統概要図について技術的能力側と整合させ適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】 (SA45-9 r.6.0)	p45-33 p45-36	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(重大事故等対処設備)補足説明資料 45条(SA45H r.6.0)	p45-6-1 p45-6-2	単線結線図について,技術的能力側と整合させ適正化しました。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表45条(SA45H-9 r.2.0)	p45-6-2 p45-6-3	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(重大事故等対処設備)補足説明資料 45条(SA45H r.6.0)	p45-9-14 p45-9-16	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
	以上,	5/31一括提出時の適正化内容	を示す。以降は,一括提出後の適正化内容を示す。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表2.2原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.6.1)	取りまとめた資料-3	燃料の汲み上げについて同様の手段を整備している他社を追記しました。 (旧) (新) <u>(美浜3号と同様)</u>	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】 (SA45-9 r.6.1)	取りまとめた資料-3 p45-38	記載を適正化しました。 (旧) <u>概略</u> 系統図 (新) 系統 <u>概要</u> 図	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45 r.6.1)	p45-2	各SA手段を構成する設備の記載について、以下のとおり修正いたしました。 (複数設備を記載した末尾が「等」の場合は、接続に「及び、並びに」等を 使用せず、すべて「、」で接続する) (旧) 1次冷却設備の加圧器逃がし弁及び配管・弁類、計測制御装置等で 構成し (新) 1次冷却設備の加圧器逃がし弁,配管・弁類、計測制御装置等で構 成し	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(重大事故等対処設備) 比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.6.1)	p45-3	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.6.1)	p45-7	燃料タンク (SA) の設置により、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを用いる大飯と設計方針の相違が無くなったことから、以下を変更した。 ・大飯欄 重油タンクの文字色を赤字→緑字 ・相違理由を削除	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(重大事故等対処設備) 比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.6.1)	p45-14 p45-21	相違理由欄の手段名称を適正化しました。 (旧) 1次系のF&B (旧) 1次系フィードアンドブリード (新) 1次 <u>冷却</u> 系 <u>のフィードアンドプリード</u>	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(重大事故等対処設備) 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備【45条】(SA45 r.6.1)	p45-10	他条文と記載を合わせ、適正化しました。 (旧)代替水源として海水を <u>通水する可能性がある</u> ため (新)代替水源として海水を <u>使用する</u> ため	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】 (SA45-9 r.6.1)	p45-20	同上	